

平成30年度 監査の結果

定期監査は25部局および15か所の公共施設を対象に行いました。財政援助団体などの監査は、社会福祉法人摂津有和会を選定し、実施しました。結果をお知らせします。

撰津市監査委員 馬場博 野口博

(担当・監査委員事務局)

●定期監査

監査の期間 平成30年10月1日から平成31年2月26日まで

監査の対象部局 左表

監査の対象 平成30年4月から監査実施直前月までの財務に関する事務

監査の方針 財務に関する事務

監査の対象部局

※部局名は監査実施時のもの

部(室・局)	課(室・センター・局)
市長公室	秘書課・広報課・人事課
総務部	総務課・情報政策課・固定資産税課・納税課・工事検査室
市民生活部	文化スポーツ課・産業振興課・農業委員会事務局
環境部	環境センター
保健福祉部	障害福祉課・国保年金課
建設部	連続立体交差推進課・道路管理課・道路交通課
上下水道部	水道施設課・下水道事業課
教育総務部	教育政策課・教育支援課・生涯学習課
議会事務局	
消防本部	警防第1課・第2課

部	施設
市民生活部	市民文化ホール・いきいきプラザ
環境部	環境センター
保健福祉部	ふれあいの里
上下水道部	太中浄水場
教育総務部	味生小学校・鳥飼小学校・三宅柳田小学校・鳥飼北小学校・第一中学校・せつつ幼稚園・鳥飼保育所・市民図書館・鳥飼図書センター
消防本部	千里丘出張所

維持管理および事務の執行状況を監査しました。

監査の項目

- ・財務監査Ⅱ使用料・手数料などの徴収・収納・職員手当の支給・報酬・報償費の支払、維持補修、委託契約、補助金などの交付、車両管理、備品購入・管理・記録などの事務
- ・施設監査Ⅱ施設の維持管理、防災・安全対策、切手の管理などの事務

監査の結果 各部局とも財務に関する事務の執行にあたっては法令などに準拠し、適正かつ効率的な執行に努め、施設の管理も適切な維持

持を行い、適正に処理されているものと認められました。

しかし、特殊勤務手当および時間外勤務手当の支給事務において、一部で支給額に誤りが見受けられましたので、速やかに必要な措置を講じ、今後の事務執行に万全を期すよう指導しました。

●行政監査

監査の期間 平成30年10月1日から平成31年2月26日まで

監査の対象 市の施設などに設置されているAED(自動体外式除細動器)67台

監査の方針 AEDの設置・管理は適切に行われているか、AEDの使用に係る講習などを職員は受講しているか、AEDの設置場所の表示や情報提供は適切に行われているかを主に、提出された行政監査調査票を確認し、必要に応じ施設に向いて職員からその取扱状況の説明を聴取する方法

により実施しました。

監査の結果 AEDの設置場所の表示は適正に行われていました。しかし、電極パッドなどの使用期限が過ぎていたり、施設や、点検が未実施の施設が見受けられました。

このような状況から、今後、AEDの適切な管理運用は、統括して管理する部署を明確にして、統一的行うよう要望しました。



●財政援助団体等の監査

監査の期間 平成30年12月13日から平成31年1月24日まで

監査対象団体 社会福祉法人摂津有和会(補助金交付団体、指定管理者)

監査の方針 市から交付された補助金が補助目的に沿った事務事業に使用されているか、公の施設が法令などに基づき適切に管理され、協定などに基づく義務の履行が適切に行われ、出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に、提出を求めた資料および出納関係帳票、その他関係

書類を審査し、担当者からその執行状況の説明を受けました。

監査の結果 市から交付された補助金は目的に沿って支出されており、経理事務も適正に執行されていました。また、指定管理者としての施設管理および義務の履行(みきの路、第1児童センターを抽出)は、法令および協定などに基づき適切に管理、実施されていましたが、利用者負担金の事務と備品台帳の整備に不備が見受けられましたので、当該団体と施設の所管課に対して、的確な事務執行に努めるよう注意、要望しました。